

第4章 施策の展開

基本目標1 「共生のまち」をめざして

～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、小・中学校での福祉教育をはじめ、地域住民に対し、障がいへの正しい知識の普及・啓発を積極的に行うとともに、ボランティア活動などの活発な展開の中から、障がいを理由とする差別のない共に生き共に支え合う地域社会を構築します。

また、行政職員等に対して、障害者差別解消法がもつ理念等について正しく学ぶ機会を設定します。このような取り組みを通じて、思いやりの心があふれるまちづくりをめざします。

(1) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

① 理解促進・広報啓発の推進 【施策体系 1の(1)の①】

この施策に関する現状や課題はP39～P40及びP45で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある人が地域の中で安心して暮らし、地域社会に参加していくためには、市民一人一人が障がいや障がい者について理解を深めることが必要です。

本市においては、ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がいのある人もない人も共に暮らし支え合う社会を実現するための広報・啓発活動を進めてきているものの、依然として障がい者を特別視したり、偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。また、広報・啓発活動による効果の把握が十分できていないという問題もあります。

障がいや障がい者に対する誤った認識は、誤解や偏見を生み、差別の原因となることから、障がいや障がい者に対する理解促進は重要な課題であり、そのための広報・啓発活動は一層力を入れていくべき取組になります。

本市においては、年齢や障がいの有無等にかかわらず、相互理解を深め、共に助け合いながら暮らししていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念をはじめとした障がいや障がい者に対する知識・理解に関する広報・啓発活動を継続して進め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、障がいのある人と地域住民が交流する機会を増やし、相互理解を促進します。



【図表4-1 主な障がい者に関するシンボルマーク】

障がい者のための 国際シンボルマーク 	身体障がい者標識 	盲人のための 国際シンボルマーク 
耳マーク 	聴覚障がい者標識 	オストメイトマーク 
ハート・プラスマーク 	ほじょ犬マーク 	ヘルプマーク 

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
広報紙等を通じた広報・啓発活動	精神保健をはじめとする障がいへの理解促進や差別の解消を図るため、「広報みのかも」、「社協みのかも」や市のホームページ等により、啓発・広報活動を行います。	福祉課 社会福祉協議会	継続
啓発ポスター、パンフレットの活用	市民の福祉の心を育むため、国・県などの啓発ポスターやパンフレットの有効活用を図ります。	福祉課	継続
障がい者関係団体との連携	障がい者団体や障がい者に係るボランティア団体と連携し、障がいのある人とない人が同じ体験を通して、ふれあう場の確保等により啓発・広報に努めます。また、会議、研修、交流等の場の拠点として、総合福祉会館を活用します。	福祉課 社会福祉協議会	継続

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
イベントでの 啓発活動	健康・福祉すこやかフェスティバル及び市民まつりにおいて、障がいに関するブースを設置し、啓発活動を行います。	社会福祉協議会	推進
障がいについてのシンボルマークの理解促進	障がいについてのシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮が図られるよう、「広報みのかも」、ホームページ等により、周知・啓発を図ります。	福祉課 総務課	継続
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進 (新規)	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を推進していきます。	福祉課	継続

○地域生活支援事業における理解促進研修・啓発事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「理解促進研修・啓発事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

《事業の概要》

事業名	実施内容
理解促進研修・ 啓発事業	障がいを有する人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいを有する人等の理解を深めるため研修・啓発を行う事業です。

《実施目標》

事業名	主な活動内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	市職員新規採用研修での研修活動	継続		

② 小中学校における福祉教育等の推進 【施策体系 1の(1)の②】

この施策に関する現状や課題はP48～P49で述べています。

《施策の方向性》

障がいや障がい者に対する理解促進を進めていくためには、子どもの頃から障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に過ごし、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の習得や、「個人の尊厳・人権」のあり方についての意識を深めるための福祉教育が重要となります。

本市では学校教育の場において、福祉教室、福祉実践教室、福祉体験学習の実施や、特別支援学校等との交流、事業へのボランティア参加や福祉施設での職場体験等を通じ、関係機関との連携を図りながら障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解の促進に努めています。

今後も引き続き福祉教室や特別支援学級と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習の取組を継続・推進し、ノーマライゼーション理念に基づく福祉意識を育み、障がい者に対する「意識上の障壁（心の壁）」の除去（心のバリアフリー化）を図るとともに、福祉への理解と関心の向上に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
中学校における福祉教室開催	中学校において、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、継続して福祉施設での体験活動や福祉実践教室を開催します。	学校教育課 社会福祉協議会	推進
福祉実践教室の充実	福祉実践教室の開催に当たり、障がい当事者を講師に迎える等の工夫を行い、当事者の声を通じて、より効果のある福祉教育に努めます。	学校教育課 可茂特別支援学校	継続
特別支援教育	学校行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障がいのある児童生徒との自然なふれあいを通して相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育に努めます。	学校教育課	推進
特別支援学級・特別支援学校と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習	小・中学校での特別支援学級・特別支援学校と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習を実施することにより、障がいや福祉に対する正しい理解や認識の醸成を図ります。	学校教育課 福祉課	推進

※特別支援教育の就学の状況はP19～P20をご覧ください。

③ ボランティア活動の推進 【施策体系 1の(1)の③】

この施策に関する現状や課題はP43で述べています。

《施策の方向性》

障がいのある人や家族・介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化・複雑化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数のフォーマル・インフォーマルな支援が連携・協働してきめ細やかな支援を行う必要があります。

行政や民間企業等による福祉サービスの充実は引き続き推進していく必要がありますが、公的サービスや民間サービスだけでは、多様化している支援ニーズに対応することは困難であり、地域のボランティア活動による支援や協力が、障がいのある人が地域の一員としていきいきと暮らすために重要な役割を果たしています。

本市においては、ボランティア活動の機会についての情報発信や、社会福祉協議会等関係団体との連携のもとで福祉活動支援ボランティアの養成講座やボランティア研修を開催していますが、ボランティア養成講座の参加者の減少や人材育成後の活躍の場が少ないことが課題となっています。

今後は、市民へのボランティア参加の呼びかけや、更なるコーディネート機能の充実等、さまざまな活動環境の整備やボランティア活動の連携、ボランティア人材の育成を計画的に図り、ボランティア活動の一層の推進を目指します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
ボランティア活動への参加促進	市民が各種のボランティア活動へ気軽に積極的に参加し活動できるよう、「広報みのかも」等で活動内容についての情報提供を行います。	地域振興課	継続
ボランティア人材の育成	社会福祉協議会等関係団体と連携し、求められる人材の育成を計画的に推進するため、必要となるボランティア養成講座や資質向上の研修会を開催するとともに、他機関で実施される講座情報の提供に努めます。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会	継続
中学生のボランティア活動の機会の充実	中学校での福祉教育の成果を生かすため、継続して社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、夏休みボランティア体験、福祉出前講座など、実践の場としてのボランティア活動の機会の充実を図ります。	学校教育課 福祉課 社会福祉協議会	推進

(2) 地域での生活における支援（新規）

3 すべての人に
健康と福祉を



① 社会参加と外出支援 【施策体系 1の(2)の①】（新規）

この施策に関する現状や課題はP50で述べています。

《施策の方向性》

地域活動への参加は、障がい者が多くの人々との交流やふれあうきっかけとなるだけでなく、障がい者の生きがいつくりややりがいの発見にもつながり、豊かな生活を送っていくために重要となります。

障がい者団体等と連携を取りながら、障がいのある人が興味を持てるような講座やイベント等を開催し、自宅で引きこもりがちな障がいのある人への参加促進を図っていく必要があります。また、講座やイベント等の開催に当たっては、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めるほか、参加のための移動手段の確保が必要となります。

本市においては、市民の足として、あい愛バス（コミュニティバス）の運行や、タクシー代やガソリン代の助成を行う「移動支援券」の交付、障がい福祉サービスである同行援護や行動援護、地域生活支援事業として移動支援事業、及び自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成事業を行っています。また、社会福祉協議会では、スロープ付き車いす移動車の貸出し事業を行っています。

一方、公共交通に関する計画では、令和2年度、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的とした「第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画」を策定しました。同計画では、バリアフリー環境のあり方及び確保に関する留意点として、鉄道駅やバス停における段差解消や手すりの設置、ノンステップバスや車いすが搭載可能なバス車両の導入といったハード面の整備に加え、利用者の助け合い・譲り合い精神の養成など心のバリアフリーの浸透への配慮や、バス運転手への知識習得など障がいがある方の利用を受け入れる体制づくりといったソフト面での取組が示されています。

今後も引き続き、行政、社会福祉協議会、関係機関等との連携を図りながら移動支援の充実に取り組み、障がいのある人の社会参加に向けた環境整備を進めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がいのある人の社会参加促進	障がいのある人が気軽に集い、交流の場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めるとともに、地域交流につながるイベント等を開催し、地域活動・社会活動への参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 各種障がい者団体	推進
移動支援	タクシーを利用したり自動車を利用する場合、美濃加茂市と提携しているタクシー会社、給油所で利用できる「移動支援券」の交付をします。	福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
公共交通機関 の利用支援	JR 障がい者割引、有料道路障がい者割引、 路線バス・タクシー料金助成など、各交通機関 による障がい者利用サービスの周知を図りま す。	福祉課	継続
あい愛バスの 利用促進	あい愛バスの利便性を確保し、障がいのあ る人への利用促進を図ります。	地域振興課 美濃加茂市地域公共 交通活性化協議会	推進
高齢者等移動 支援事業	社会福祉協議会への委託事業で行っている スロープ付き車いす移動車の貸出し事業を実 施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会	継続

○地域生活支援事業における移動支援事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「移動支援事業」の本計
画期間中の見込みは、以下のとおりです。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年 度目標
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会 参加のための外出支援を行う事業です。	福祉課	継続

《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	33	35	37
	延利用時間 (時間)	1,151	1,129	1,106

※移動支援事業の過去3年間の実績はP 33をご覧ください。

○地域生活支援事業における訪問入浴サービス事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「訪問入浴サービス事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度目標
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者を有する人に移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行う事業です。	福祉課	継続

《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	5	5	6
	延利用回数 (回)	378	413	448
	市内実施事業 所数(か所)	1	1	1

※訪問入浴サービス事業の過去3年間の実績はP 33をご覧ください。

○地域生活支援事業における自動車改造助成事業及び運転免許取得助成事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「自動車改造助成事業」及び「運転免許取得助成事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度目標
自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	福祉課	継続
運転免許取得助成事業	自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業です。	福祉課	継続

《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	実利用者数（人）	3	3	3
運転免許取得助成事業	実利用者数（人）	3	3	3

※自動車改造助成事業及び運転免許取得助成事業の過去3年間の実績はP 33をご覧ください。

② 支援の受け手と支え手の循環 【施策体系 1の(2)の②】(新規)

《施策の方向性》

地域共生社会の実現のためには、障がいのある人を「支援の受け手」という固定化された関係性の中に位置づけるのではなく、障がいのある人が持ち合わせている「長所」を生かした役割と出番を、地域の中に作り出すことにより「支援の支え手」として、社会とつながり、参加する機会の確保が求められます。

具体的には、当事者の方が、地域行事の準備手伝いをしながら、地域の方々と触れ合いつつ、地域の担い手として活躍する機会の創出や研修会等のチラシ作成など自身の特技を生かす機会の確保を通じて、当事者の方々の自己肯定感・自己有用感・自己効力感を向上し、自発的かつ自律的な生活を営むことなどの支援が必要となります。

本市においては、上記の取り組みについて、生活困窮者自立支援法に基づく事業にて、同様の理念を掲げた取り組みをすでに実施していることを踏まえ、生活困窮者支援領域との連携を強化し、一体的な取り組みを推進していくことを目指します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
生活困窮者 自立相談支援 事業	<p>お仕事の事、お金の事、こころの病、DVや虐待、ひきこもり、不登校、人付き合いが苦手など、一歩踏み出す勇気がほしい・・・など、そんな「困りごと」や「悩みごと」について一緒に解決策を考えていく相談窓口として『心と暮らしの相談窓口』を開設しています。</p> <p>相談を通じて当事者の方々の自己肯定感・自己有用感・自己効力感を向上し、自発的かつ自律的な生活の営みにつながる支援を継続していきます。</p>	福祉課	推進

(3) 行政等における配慮の充実



① 行政サービス等における配慮 【施策体系 1の(3)の①】

この施策に関する現状や課題はP45で述べています。

《施策の方向性》

国においては平成28年4月から、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的とする『障害者差別解消法』が施行されました。市における各種事務や業務の実施に当たっては、障がい者が必要とする「社会的障壁の除去」について必要かつ合理的な配慮を行っていく必要があります。

しかしながら、合理的配慮についてはまだ十分とは言えず、今後も引き続きソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めていく必要があります。

本市においては、障害者差別解消法や障害者権利条約といった法制度やその理念について広報・啓発を推進し、障がいを理由とする偏見・差別等の解消に努めるとともに、市職員に対する研修の実施や行政情報のアクセシビリティの向上を通じ、障がいのある人に配慮した行政の運営に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障害者差別 解消法や障害 者権利条約の 広報・啓発	障害者差別解消法や障害者権利条約の主旨について、市民の理解を広げるため、関係団体の協力を得て、啓発広報に取り組みます。	福祉課	推進
市職員に対す る研修の実施	市役所を含めた公的機関の職員に対し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための研修等を行い、窓口等における障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。	人事課	継続
障がいを理由 とする偏見・差 別等の解消	相談窓口に寄せられた偏見・差別等の事案については福祉課で集約し、関係機関と協議の上、速やかに対応し、障がいを理由とする偏見・差別等の解消に取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会	継続

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
行政情報の アクセシビリ ティ向上	行政情報の提供等に当たり、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどり着け、利用できる「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。また、市が主催する講演等においては、手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、情報保障に努めます。	総務課 (システム管理係)	推進
選挙における 配慮、周知・啓 発	投票所においてはスロープの設置等のバリアフリーに配慮します。また、「郵便等による不在者投票」や「郵便等による不在者投票における代理記載制度」、「成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復」について「広報みのかも」、ホームページ等により、周知を図ります。	選挙管理委員会	継続

【図表4-2 郵便等による不在者投票の対象者】

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体 障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫の障がい	○	○	○

【図表4-3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者】

	障がい名	障がいの程度
		1級
身体 障害者 手帳	上肢、視覚の障がい	○

（４）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



① 権利擁護の推進 【施策体系 1の（４）の①】

この施策に関する現状や課題はP39～P40で述べています。

《施策の方向性》

地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないために、自らの意思を適切に表現できない知的障がい者や精神障がい者などは、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されます。

障がい者の権利を守るために『障害者総合支援法』に基づく地域生活支援事業である「成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」がありますが、本市においてはその認知度は十分とは言えず、また制度や事業について熟知している機関も2割～3割程度と多くない状況です。

そのため、成年後見制度についての認知度を上げるために、令和2年4月に開設した権利擁護支援センター等を通じて市民への周知・啓発活動を推進し、利用促進につなげます。

また、社会福祉協議会や関係機関との連携を図りながら、サービス提供機関等における成年後見制度についての知識習得の機会を提供するほか、成年後見人等の受け皿の確保に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
成年後見制度の利用について周知・啓発	権利擁護に関係する社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、さまざまな相談の機会を通じ、成年後見制度の利用についてパンフレットを有効に活用するなど周知啓発に努めます。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会	推進
社会福祉協議会による権利擁護に向けた支援	社会福祉協議会において、相談支援を要する困難ケースなどへの対応や、権利擁護のために必要な支援と法人後見の在り方の検討などを、福祉課と協力して行います。	社会福祉協議会 関係機関	推進
権利擁護支援センター事業（新規）	令和2年4月から相談窓口を開設しています。 「広報・啓発・相談受付」、「アセスメント・支援の検討」、「成年後見制度の利用促進」、「後見人等への支援」など中核機関の役割を推進するため、地域連携ネットワークの強化を図ります。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会 (権利擁護支援センター)	推進

○成年後見制度について

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「成年後見制度利用支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

《事業の概要》

事業名	実施内容	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成する事業です。	福祉課 社会福祉協議会	継続
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。	福祉課 社会福祉協議会	推進

《目標》

事業名	主な活動内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	令和2年度から助成対象者の範囲（資力がない方の判定）を見直して拡大しました。令和元年度までに助成実績は有りませんが、今後、該当者が出てきた場合には制度に基づき助成対象者の支援を行います。	1人	1人	1人
成年後見制度 法人後見支援 事業	平成30年度から事業を行い、講演会や研修会を通じて成年後見制度の周知、法人後見支援の必要性の周知に努めてきましたが、まだその活動は十分ではなく、今後も継続して続けていく必要があります。 また、法人後見が行える事業者の見込みが立たないため、今後も後見等の受任者不足が続くことが考えられ、その解消も急務となっています。それと並行し、市民後見人等の育成も重要な課題となっているため、可茂圏域での養成研修の共同開催について協議を進めていきます。	推進	推進	推進

※成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業の過去3年間の実績はP32をご覧ください。

② 虐待の防止 【施策体系 1の(4)の②】(新規)

《施策の方向性》

平成24年10月に施行された『障害者虐待防止法』では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課しています。しかし、施設利用者への虐待が報道等で取り上げられるなど、障がい者への虐待は全国的にも大きな社会問題となっています。

本市においては、県、市、関係機関とのネットワーク及び障がい者虐待防止センターのもとで、『障害者虐待防止法』に関する積極的な広報・啓発活動を実施していくとともに、高齢者や子どもの虐待防止に対する取り組みとも連携を図りながら、虐待の防止、虐待発生時の早期発見、一時保護等の早期対応、虐待に関する相談、再発防止等の体制整備を推進します。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がい者虐待防止センター	<p>国及び県と協力し、虐待防止の体制整備、研修参加による職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を推進しています。</p> <p>障がい者虐待の取り組みは障がい福祉主管課だけでは対応できないケースがあるため、労働、教育分野との連携や、高齢者虐待、児童虐待所管課との連携を図ることを大切にしています。ケースによっては、自立支援協議会において障がい者虐待の防止課題としてとりあげ効果的な連携協力体制の構築を図っています。</p>	<p>福祉課 健康課 こども課 高齢福祉課 学校教育課 基幹相談支援センター 相談支援事業所 可茂県事務所福祉課 可茂保健所 加茂警察署 岐阜県労働局</p>	継続

③ 障がいを理由とする差別の解消の推進 【施策体系 1の(4)の③】(新規)

《施策の方向性》

国においては平成28年4月から、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的とする『障害者差別解消法』が施行されました。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいや障がいのある人に対する誤った認識が解消され、障がいを理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供を推進していく必要があります。

本市においては、県、市内の事業者、障がい者団体等の多様な主体との連携を通じ、『障害者差別解消法』の意義や趣旨、求められる取組等について広く市民への理解を深め、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動の展開に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
広報・啓発活動	障がいを理由とする差別の解消と、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向けた活動として、国や県で実施される周知啓発(世界自閉症啓発デー・障害者週間等)に合わせ、市としての啓発活動を実施します。	福祉課	継続

